
第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1. こども計画の目標

『未来』と『笑顔』をうみだす

こどもまんなか まちづくり

本計画は、「こども基本法」に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。

また、令和元年度に策定した「第二期子ども・子育て支援事業計画（うみっ子未来プラン）」と同様、「子ども・子育て支援法」に基づいて策定するものであり、平成17年度に策定した「次世代育成支援行動計画（うみっ子未来プラン）」を承継するものです。

さらに、「子ども・若者育成支援推進法」に定める「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に定める「市町村子どもの貧困対策推進計画」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の趣旨を踏まえた「母子保健を含む成育医療等に関する計画」としての位置付けも担う計画として策定します。

こども大綱では、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現が目標として掲げられており、そして、本計画の上位計画である「第7次宇美町総合計画」においては、“みんなで「子どもの育ち」を応援し生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち”を計画の柱である基本目標のひとつとして掲げています。

本計画においては、これまで「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」において掲げてきた“みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、宇美はみんなが育つ町”という基本理念や推進してきた施策を承継しつつ、こども大綱の趣旨や総合計画において掲げる町の将来像及び基本目標を踏まえ、本計画の目標を、こどもを安心して産み育てることができるよう町全体で子育てを応援し、すべてのこどもたちやその家族に笑顔が生まれ、輝く未来を思い描き、実現できるまちをめざし、“『未来』と『笑顔』をうみだす こどもまんなか まちづくり”とします。

2. ライフステージ別の目標

こども計画の目標の実現に向けて、次の4つのライフステージ別の目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

目標Ⅰ <妊娠期～乳幼児期>安心してこどもを産み育てられるまちづくり

質の高い教育・保育事業を安定的に提供するための人材育成や確保、多様な教育・保育事業の充実、地域で安心して子育てができるための一時預かりや病児保育等の事業の充実、妊娠期や産前・産後、こどもの成長段階にあわせた保護者の心身の健康支援、こどもの健やかな成長のための健康支援の充実を図り、安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

目標Ⅱ <学童期・思春期>学びを支え 誇りと生きる力を育むまちづくり

行政・学校・家庭・地域が連携して、児童生徒一人ひとりに応じた学びのサポートや基本的な生活習慣の形成、体力の向上、道德教育や様々な体験活動の充実、児童生徒や保護者にとって安全・安心な教育環境の整備等を推進し、こどもたちの郷土への誇りと生きる力を育むまちをめざします。

目標Ⅲ <青年期>若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり

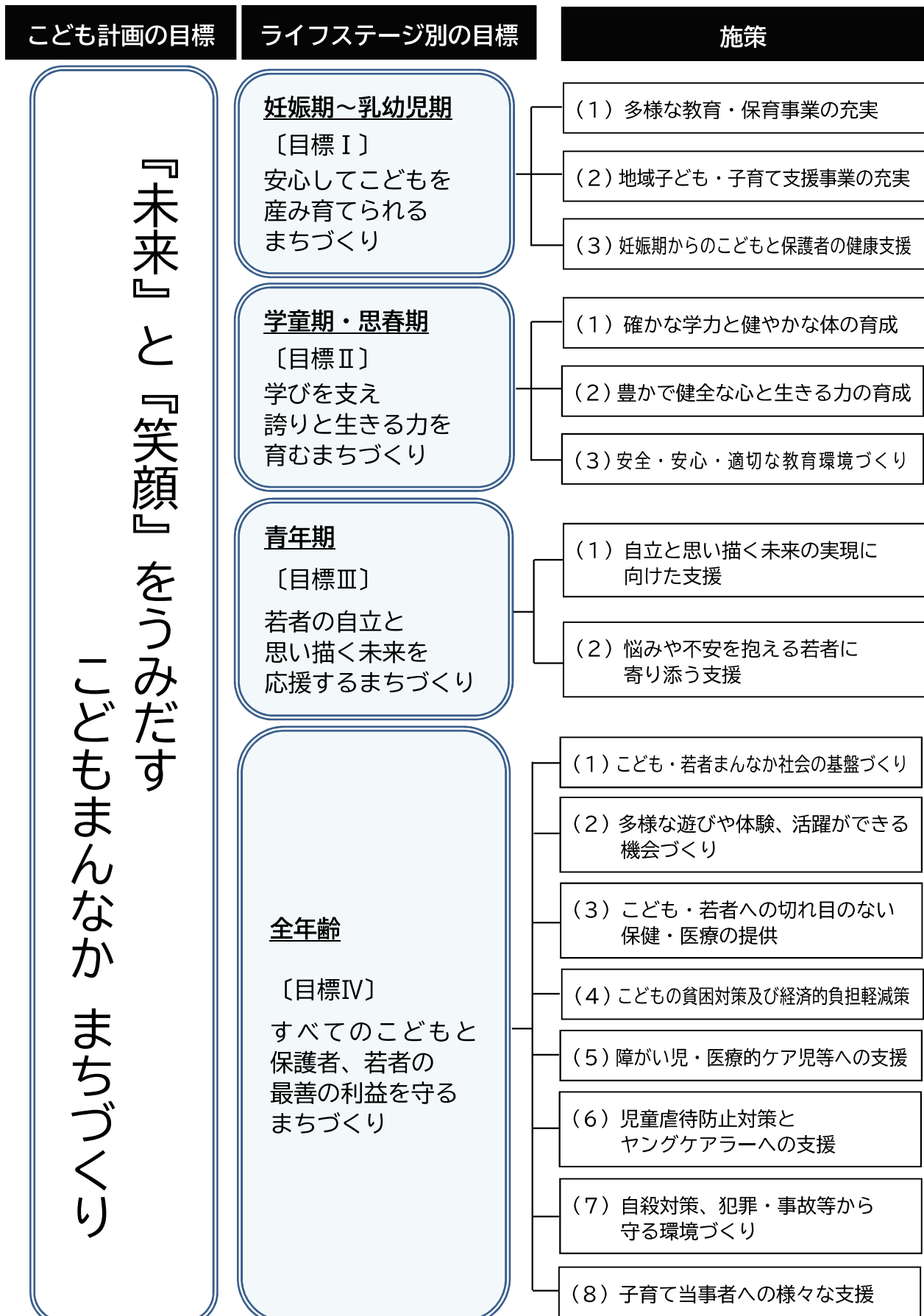
県と連携した若者の出会いの機会・場の創出支援、若者の就職に関する支援や相談窓口との連携、若者の移住・定住促進や関係人口・交流人口増加に向けた町の魅力づくり及びPRを推進し、若者の自立と思い描く未来を応援するまちをめざします。

目標Ⅳ <全年齢>すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり

こども・若者、子育てにやさしいまちづくりに向けた住民への啓発や小児医療の充実、障がい児・医療ケア児の支援、こどもの貧困・虐待・ヤングケアラー・自殺対策等の権利擁護、こども・若者を犯罪・事故から守る環境づくり等を推進し、すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちをめざします。

3. 計画の体系

本計画のライフステージ別の目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組を推進します。



第2章 計画の基本的な考え方

4. 施策体系とこども大綱・各種計画との関係

子：子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画

若：子ども・若者計画

貧：子どもの貧困対策推進計画

保：母子保健を含む成育医療等に関する計画

宇美町こども計画 施策体系		こども大綱	子	若	貧	保
I 安心してこどもを産み育てられるまちづくり (妊娠期～乳幼児期)						
I	1 多様な教育・保育事業の充実					
	1 通常保育事業		○			
	2 延長保育事業		○			
	3 一時保育事業		○			
	4 幼稚園教育の充実		○			
	5 幼児教育・保育の質の向上		○			
	6 保育所等の環境整備	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	○			
	7 待機児童対策及び保育士確保		○			
	8 幼児教育・保育に関わる人材の処遇改善		○			
	9 特別な配慮を必要とするこどもの保育に関する支援	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (1) こどもの誕生前から幼児期まで ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	○			
	10 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続		○			
I	2 地域子ども・子育て支援事業の充実					
	11 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (1) こどもの誕生前から幼児期まで ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	○			
	12 子育て支援センター機能の充実		○		○	
	13 病児保育事業		○			
	14 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	Ⅲ-3 子育て当事者への支援に関する重要事項 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援	○			
	15 ファミリー・サポート・センター事業の推進		○			
I	3 妊娠期からのこどもと保護者の健康支援					
	17 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及や相談支援体制強化	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	○			○
	18 産前・産後の支援の充実と体制強化		○			○
	19 妊産婦の保健指導及び相談の充実		○			○
	20 乳幼児健診等の推進	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (1) こどもの誕生前から幼児期まで ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	○			○
	21 若年妊産婦等への支援		○	○	○	○
	22 特定妊婦等への切れ目のない支援体制の構築		○	○	○	○
	23 2か月訪問（旧、こんにちは赤ちゃん訪問）☑		○			○
	24 養育支援訪問事業		○		○	○

宇美町こども計画 施策体系			こども大綱	子	若	貧	保
Ⅰ 安心してこどもを産み育てられるまちづくり (妊娠期～乳幼児期)							
	25 「妊婦のための給付交付金」を活用した伴走型相談支援	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等 Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (1) こどもの誕生前から幼児期まで ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	○		○	○	
	26 乳幼児期における生活習慣の形成・定着		○		○	○	
	27 胎児期からの食育の推進		○		○	○	
Ⅱ 学びを支え 誇りと生きる力を育むまちづくり (学童期・思春期)							
Ⅱ	1 確かな学力と健やかな体の育成						
	28 確かな学力の育成	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 ・こども・若者が活躍できる機会づくり (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等 Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (2) 学童期・思春期 ・こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等 ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	○	○	○		
	29 外国語教育の推進			○			
	30 特別支援教育の充実		○				
	31 学校と地域とが連携・協働した教育活動の推進		○				
	32 学童期における生活習慣の形成・定着及び食育の推進		○		○	○	
	33 学校保健の推進		○	○		○	
	34 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備		○	○			
	35 学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組の推進		○				
Ⅱ	2 豊かで健全な心と生きる力の育成						
	36 郷土愛を育む教育の推進		○	○			
	37 道徳教育・特別活動の推進	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 ・こども・若者が活躍できる機会づくり ・こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消 (7) こども・若者自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ・こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備 Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (2) 学童期・思春期 ・こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	○				
	38 人権教育の推進		○				
	39 読書教育の推進		○				
	40 持続可能な開発のための教育の推進			○			
	41 教育を通じた男女共同参画の推進		○	○			
	42 情報リテラシー・モラル教育の推進		○	○			
	43 ライフデザインに関する教育・意識啓発・情報提供		○	○			
	44 職場体験等の推進		○	○			

第2章 計画の基本的な考え方

宇美町こども計画 施策体系		こども大綱	子	若	貧	保
Ⅱ	学びを支え 誇りと生きる力を育むまちづくり (学童期・思春期)					
Ⅱ	3 安全・安心・適切な教育環境づくり					
	45 学校を核とした地域づくりの推進	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ・こども・若者の性犯罪・性暴力対策 ・犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ・こども・若者の自殺対策 Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (2) 学童期・思春期 ・こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援 Ⅳこども施策を推進するために必要な事項 2こども施策の共通の基礎となる取組 (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	○			
	46 放課後児童クラブ(学童保育)の実施		○	○		
	47 安全教育の推進		○	○		○
	48 性や健康に関する相談支援		○	○		○
	49 児童生徒の性暴力等防止対策		○	○		
	50 自殺予防教育の推進		○	○		
	51 「SOSの出し方教育」の推進		○	○		
	52 いじめ防止対策の強化		○			
	53 不登校の未然防止・早期対応・継続的な支援		○		○	
	54 校内教育支援センターの設置		○		○	
	55 宇美町立学びの多様化学校の開設		○		○	
	56 校則に関する意見・要望の収集、情報共有					
	57 体罰や不適切な指導の防止		○			
	58 要保護児童の高校中退予防			○	○	
	59 児童生徒に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上		○	○	○	
	60 教職員の働き方改革の推進					
Ⅲ	若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり (青年期)					
Ⅲ	1 自立と思い描く未来の実現に向けた支援					
	61 若者の就職支援	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (3) 青年期 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援		○	○	
	62 起業家教育の推進			○		
	63 若者にとって魅力ある地域づくり			○		
	64 結婚を希望する方への支援			○		
Ⅲ	2 悩みや不安を抱える若者に寄り添う支援					
	65 若者の居場所の確保	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (2) 学童期・思春期 ・居場所づくり		○	○	
	66 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (3) 青年期 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実		○	○	
Ⅳ	すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり(全年齢)					
Ⅳ	1 こども・若者まんなか社会の基盤づくり					
	67 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識の醸成	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (1) こども・若者が権利の主体であること の社会全体での共有等 Ⅳ こども施策を推進するために必要な事項 2こども施策の共通の基礎となる取組 (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	○	○	○	

宇美町こども計画 施策体系			こども大綱		子	若	貧	保
IV すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり（全年齢）								
	68	権利侵害されたこどもの支援	Ⅲ-1 ライフステージを通した重要事項 (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (2) 学童期・思春期・居場所づくり IV こども施策を推進するために必要な事項 1 こども・若者の社会参画・意見反映 (3) 社会参加や意見表明の機会の充実 (4) 多様な声を施策に反映させる工夫 (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成 (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 2 こども施策の共通の基礎となる取組 (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援		○	○	○	
	69	こども・若者の居場所づくり			○	○	○	
	70	こども・若者が意見を表明しやすい環境整備			○	○		
	71	多様な意見のこども施策への反映			○	○		
	72	こどもの社会参画・意見反映を支える人材の育成			○	○		
	73	若者が主体となって活動する団体等の活動の促進			○	○		
	74	こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上			○	○	○	
	75	ボランティア人材の確保・育成			○	○	○	
IV	2	多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり						
	76	多様な遊び・体験活動の推進	Ⅲ-1 ライフステージを通した重要事項 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 ・こどもまんなかまちづくり ・こども・若者が活躍できる機会づくり ・こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消		○			
	77	子育てしやすいまちの環境整備			○			
	78	こどもの読書活動の推進			○			
	79	国際交流の推進				○		
	80	持続可能な開発のための教育の推進				○		
	81	起業家教育の推進				○		
	82	教育を通じた男女共同参画の推進			○	○		
	83	性の多様性に関する知識・相談窓口の普及啓発			○	○		
IV	3	こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供						
	84	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	Ⅲ-1 ライフステージを通した重要事項 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (2) 学童期・思春期 ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実					○
	85	小児医療体制の充実			○			○
IV	4	こどもの貧困対策及び経済的負担軽減策						
	86	幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減	Ⅲ-1 ライフステージを通した重要事項 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 (4) こどもの貧困対策 ・教育の支援 ・必要な支援の利用を促す取組 Ⅲ-3 子育て当事者への支援に関する重要事項 (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減		○	○	○	
	87	困難を抱えるこども・若者の早期発見・支援			○	○	○	

第2章 計画の基本的な考え方

宇美町こども計画 施策体系			こども大綱	子	若	貧	保
IV すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり（全年齢）							
	88	困窮世帯等の食品アクセスの確保	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 （4）こどもの貧困対策 ・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ・生活の安定に資するための支援 ・経済的支援 Ⅲ-3 子育て当事者への支援に関する重要事項 （4）ひとり親家庭への支援			○	○
	89	保護者の職業生活の安定・向上のための支援		○		○	
	90	ひとり親家庭等に対する生活支援		○		○	
IV	5	障がい児・医療的ケア児等への支援					
	91	障がい特性等に応じた質の高い支援の提供	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 （5）障害児支援・医療的ケア児等への支援	○	○		○
	92	地域の障がい児支援体制強化とインクルージョンの推進		○	○		○
	93	医療的ケア児等への支援体制強化		○		○	○
	94	家族支援の充実（保護者、きょうだいの支援）		○			○
	95	特別支援教育の充実		○			○
IV	6	児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援					
	96	こども家庭センターを中核とした支援体制の構築	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 （6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ・児童虐待防止対策等の更なる強化 ・ヤングケアラーへの支援	○	○	○	○
	97	家庭支援事業等の推進		○	○	○	
	98	若年妊産婦等への支援		○	○	○	○
	99	虐待等の被害にあったこども・若者への支援		○	○	○	
	100	こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援		○	○	○	
	101	ヤングケアラーの早期把握、支援体制の構築		○	○	○	
IV	7	自殺対策、犯罪・事故等から守る環境づくり					
	102	自殺リスク早期発見や相談体制の整備	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 （7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ・こども・若者の自殺対策 ・こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備 ・こども・若者の性犯罪・性暴力対策 ・犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ・非行防止と自立支援	○	○		
	103	情報リテラシー・モラル教育の推進		○	○		
	104	こども・若者の性犯罪・性暴力対策			○		
	105	犯罪被害や事故等からこども・若者を守るための取組の推進		○	○		
	106	安全教育の推進		○	○		○
	107	青少年健全育成に向けた関係機関・団体の連携の推進		○	○		
	108	非行や犯罪に及んだこども・若者を見守る社会気運の向上		○	○		
IV	8	子育て当事者への様々な支援					
	109	療育の必要なこどもを持つ家庭に対する支援	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 （2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・こども・若者が活躍できる機会づくり Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 （1）こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実 Ⅲ-3 子育て当事者への支援に関する重要事項 （2）地域子育て支援、家庭教育支援 （3）共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	○			○
	110	外国籍のこどもを持つ家庭に対する支援		○	○		
	111	こどもや保護者の身近な相談体制の整備		○	○	○	
	112	家庭教育に関する学習機会や情報の提供		○		○	
	113	共働き・子育ての推進		○			○
	114	親子交流支援		○			